申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部	課室等名	交通局 総務課
許	認可等名	徳島市交通局の行政財産の使用許可
根	拠法令	地方自治法
根	拠条項	第238条の4第7項
連	絡 先	(電話 623-2151)
審查基準	基準	1 使用許可の範囲(行政財産の用途又は目的を妨げない限度に限る) (1) 本市の事務事業と密接な関連を有し,又はその円滑な執行に寄与するとき。 (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。 (3) 職員の福利厚生又は公の施設の利用者の便宜を図るものと認められるとき。 (4) 公の学術調査研究,公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会,研究会,選挙等の用に短期間使用の公益事業に供することがやむを得ないと認められるとき。 (5) 運送事業,水道事業,ガス事き。 (6) 災害その他の緊急事態の発生により応急の用に供するため極めて短期間使用させるとき。 (7) その他局長が特別の事由があると認めるとき。 (7) その他局長が特別の事由があると認めるとき。 (7) その他局長が特別の事はは,次に掲げる事項を記載した行政財産使用許可申請書(行政財産の使用許可及び使用料に関する規程(昭和49年徳島市交通局管理規程第23号)別記様式第1)をその行政財産を所管する課に者の住用の許可を受けなければならない。 (1) 使用許可を申請する付政は代表者の氏名 (2) 申請する使用物件の所在地及び施設名及び数量 (3) 使用目的 (4) 使用期間(原則1年以内とする) (5) その他添付書類
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (設定しない ものについて はその理由)	総日数 15日(休日を除く)
	設定等年月日	平成24年8月1日設定(平成年月日最終変更)